懲戒内容に係る経緯文書等公開請求拒否決定審査請求事案（番号４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和元年11月20日 |
| 請求内容 | １．府立○○高校において令和元年度に発覚した「傘盗難案件」について、当該高校における懲戒規定では「窃盗　停学」とあるにも関わらず、著しく軽微な懲戒内容となった経緯が分かる文書。  ２．府立○○高校において令和元年度に発覚した「賭博案件」について、当該高校における懲戒規定には賭博に関する規定は存在しないにも関わらず、著しく重い懲戒内容となった経緯が分かる文書。 |
| 実施機関  の決定 | 令和元年12月４日付け教高第3387号による公開請求拒否決定  【公開請求を拒否する理由】  本件請求は、府立○○高校における懲戒処分に係るものであり、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、特定事案の有無を答えることになる。特定事案の有無については、同校の関係者であれば、他の情報と結びつけることにより、当該関係者が特定され、さらに懲戒の有無を答えることにもつながる。このような情報は、個人の経歴に関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、条例第９条第１号に該当する。  したがって、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和元年12月９日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。他の該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 「本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、特定事案の有無を答えることになる」とあるが、特定事案の有無そのものは個人情報に該当するものではない。よって、当該処分は職権濫用であり、条例の範囲内での公開を求める。 |
| 弁明書 | | １　行政文書の公開請求拒否決定の理由について  　　本件請求は、府立○○高校における懲戒処分に係るものであり、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、特定事案の有無を答えることになる。特定事案の有無については、同校の関係者であれば、他の情報と結びつけることにより、当該関係者が特定され、さらに懲戒の有無を答えることにもつながる。このような情報は、個人の経歴に関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、条例第９条第１項に該当する。  　　したがって、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。  ２　行政文書の公開請求拒否決定の妥当性について  （１）条例第９条第１号について  ア　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、 |
| 弁明書 | | 個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。  　イ　本号は、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とあり、該当する情報が記載されている行政文書については公開してはならないと定めている。  　ウ　本号の「特定の個人が識別され得るもの」には、特定の個人が当該行政文書の情報（氏名、住所等）から直接識別できる情報だけでなく、当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものを含むと解される。  　エ　本号の「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。  （２）条例第12条について  　　　本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで第８条及び第９条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる「存否応答拒否」について定めている。  （３）条例第12条の該当性について  ア　本件請求は、府立○○高校における特定年度の特定懲戒処分に係る情報の公開を求めるものであり、仮に特定懲戒処分があった場合、同校生徒や保護者の関係者であれば、他の情報と結びつけることにより、特定事案の当該関係者を識別することが可能となる。  イ　学校における特定事案の当該関係者の懲戒処分に係る情報は、個人の経歴に関する情報であって、一般的に社会通念上、他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであり、条例第９条第１号に該当すると解される。  ウ　審査請求人は、特定の高校の特定年度の特定懲戒処分に係る情報の公開を求めており、その存否を明らかにするだけで条例第９条第1号に該当する情報を公開することと同じ状況になり、条例９条で規定する適用除外事項によって保護される利益が害される可能性が高いと判断し、条例第12条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで公開請求を拒否することとした。 |
| 判　断  判　断 | | １　条例第12条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と定めており、「第10条第１項各号又は第２項各号に掲げる情報を公開することとなるとき」とは、  ・請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり（以下「要件１」という。）、  ・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合（以下「要件２」という。）をいう。  　本件請求は、懲戒に関するもので、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第９条第１号の個人情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないかを検討する。  同号の個人情報とは、  ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、  ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、  ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。  ２（１）本件請求１について、要件アからウの該当性を検討する。  ア　傘盗難案件により懲戒されたという事実は、個人の学校生活における出来事に関する情報であり、要件アに該当する。  イ　要件イの「特定の個人が識別され得るもの」とは、解釈運用基準によると、「当該情報からは直接特定個人が識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものも含む。」とされており、また、「照合すべき他の情報の範囲については、当該情報が公開されることによって生じるプライバシー侵害の内容や程度、あるいは侵害が発生する蓋然性の程度等に照らし総合的に検討すべきである。」とされている。  照合すべき他の情報の範囲を検討するに、仮に傘盗難案件により懲戒された事実が公開されるならば、プライバシーが侵害されることが明らかに予想される。また、公開請求によって公開された情報は、ウェブサイトに掲載する等の方法により第三者に公表される可能性があり、一度公開された情報は、そのコントロールが困難となる。情報をコントロールできない状況に至ることにより、懲戒された生徒（以下「当該生徒」という。）の進学等、今後の進路に影響を及ぼすという事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる。  本件請求１は、傘盗難案件に関するものであり、当該生徒は、府立○○高校に在籍しており、当時の他の生徒及び教員等（以下「関係者」という。）は、傘盗難案件により当該生徒が懲戒された事実を把握している可能性が高く、当該情報が公開されることによって生じるプライバシーの内容等も考慮すれば、要件イの該当性の判断にあたっては、一般人を基準に判断するのではなく、照合すべき他の情報には、関係者が有する情報を含むと解するのが相当である。  府立○○高校において、令和元年度に発覚した傘盗難事件について、当該高校における懲戒規程では「窃盗　停学」とあるにもかかわらず、著しく軽微な懲戒内容となったという事実と、関係者が有する情報を結びつけることにより、当該生徒が間接的に特定され得るため、個人識別性が認められ、要件イに該当する。  ウ　また、傘盗難案件により懲戒された事実は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件ウに該当する。  （２）本件請求１について、要件１及び要件２の該当性を検討する。  本件請求１に係る対象文書の存否を明らかにすることにより、府立○○高校において令和元年度に発覚した「傘盗難案件」について、当該高校における懲戒規程では「窃盗　停学」とあるにも関わらず、著しく軽微な懲戒内容となった生徒が存在したか否かを明らかにすることになる。さらに、関係者が有する情報を結びつけることにより、特定の個人が識別され得るため、個人情報を公開することになるため、要件１に該当する。  懲戒された事実が公開されることにより、当該生徒の名誉感情を損ない、当該生徒の進学等、今後の進路に影響を及ぼすといった事態が生じるおそれがあると認められ、条例第９条第１号によって保護すべき利益が損なわれるといえるので、要件２に該当する。  　　以上のことから、条例第12条の要件に該当する。  ３　前記２において論じたことは、本件請求２についても当てはまるのであり、本件請求２は、条例第12条の要件に該当する。  ４　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和元年11月20日　　　同月18日付け公開請求  ・同年12月４日　　 　　 公開請求拒否決定  ・同月９日 　　　 　　　　審査請求  ・同月27日　　　　 　　弁明書  ・令和２年２月17日 　　諮問 |